

新型コロナウイルスワクチン接種に関する 差別的行為は絶対にやめましょう！

ワクチン接種をしていない方への差別的行為は人権を侵害する行為です。

ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチンを接種できない方もいらっしゃいます。接種をされていない方に対する接種の強制はしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する差別的行為は行わず、地域全体で温かく包み込むように支えましょう。

【新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口】

ワクチン接種の強制など人権に関するご相談は各地域の人権相談窓口へ、副反応、かかりつけ医がないなど、ワクチン接種に対する不安に関する相談は県新型コロナウイルスワクチン相談センターへご相談下さい。

〈人権に関すること〉

【東部】県庁人権局人権・同和対策課 (鳥取市東町一丁目220)	(電話)0857-26-7677 ファクシミリ0857-26-8138
【中部】中部総合事務所県民福祉局 (倉吉市東巖城町2)	(電話)0858-23-3270 ファクシミリ0858-23-3425
【西部】西部総合事務所県民福祉局 (米子市鞆町一丁目160)	(電話)0859-31-9649 ファクシミリ0859-31-9639

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日・12/29～1/3を除く)

メール相談 jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

〈ワクチン接種に関する専門的な内容〉

県新型コロナウイルスワクチン相談センター (電話)0120-000-406 ファクシミリ0857-50-1033

受付時間 午前9時～午後5時15分 (土日祝日を含む)



私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。

鳥取県